

No	質問の宛先	質問	回答（大阪市）	質問受付日
1	兵庫県	(1)の人材育成については、個別の機体に即したパイロット・整備士向けの訓練費用は対象経費として含まれますでしょうか？また訓練に必要なシミュレーター等の調達費は含まれますでしょうか？また、その場合、成果として当該機種別の型式限定ライセンスの取得まで必要でしょうか？	個別の機体に即したパイロット・整備士向けの訓練費用については、補助対象事業(1)（大阪市公券要領 2 補助対象事業（1））の場合に提出頂く「大阪・関西における空飛ぶクルマを活用したビジネス構想」に即した内容であり、社会受容性向上の取組みの中でパイロット・整備士向けの訓練内容を説明いただくなど、補助事業に直接関係があるものであれば、対象経費として認められます。 訓練に必要なシミュレーター等につきまして、レンタル・リース料は対象ですが、空飛ぶクルマ以外の航空機等にも汎用的に利用できる製品の購入費は対象外です。また、ライセンス取得は成果としては求めませんが、ライセンス取得など具体的な目標と評価方法については、ご提示ください。 なお、上記補助対象事業は、大阪市場で行う事業に限ります。	4月19日
2	兵庫県	(1), (2), (3)の補助金に対して各目的にあった提案事業を1事業者がそれぞれ別々に応募することは可能でしょうか？	1事業者が、補助対象事業（大阪市公券要領 2 補助対象事業（1）, (2)）のそれぞれに応募することは可能ですが、全体として一体である事業を分割して応募することはできません。	4月19日
3	兵庫県	(1)「飛行実証等ビジネス化に資する事業」の対象として、万博後のビジネス化を見据えた調査も含まれますでしょうか？その場合、(2)「ビジネスモデルの検証に資する事業」との時間軸の違いについて線引きはありますでしょうか？	補助対象事業(1)について、万博後のビジネス化を見据えた調査も含まれます。補助対象事業(2)とは、時間軸の違いについての線引きはありません。 ただし、補助対象事業（1）については、社会実装時期等を具体的に提示いただいた上で、令和6年度中に実施すべき調査がどうか審査します。	4月22日
4	大阪府	共同事業者として参画した場合、共同事業者が外部に調査委託契約等により支出した費用も補助対象との理解で良いでしょうか？	申請書に記載された共同事業者の役割を果たすにあたり必要と認められる調査を外部に委託して実施する場合は補助の対象となります。ただし、共同事業者の役割の全てを外部に委託して実施した場合は、補助対象となりません。また、委託した調査結果を踏まえ、共同事業者として、主体的に補助事業の目的を達成するために必要な、検証・分析を行うことが必要です。	4月25日
5	大阪市	(1)「万博を契機にビジネス化へ向けた空飛ぶクルマ実機等（モックアップ含む）を使用した社会受容性向上に資する取組み」における以下の項目は補助対象経費として認められますでしょうか。 ・空飛ぶクルマの機体の操縦席を模したキャビンモックアップの製作費用 ・空飛ぶクルマへの搭乗を体験できる映像シミュレーターの製作費用 ・上記成果物の運搬、設置等にかかる費用	補助対象事業(1)の場合に提出頂く「大阪・関西における空飛ぶクルマを活用したビジネス構想」に即した内容であり、実機等（モックアップ含む）を使用した社会受容性向上に資する取組みを行う上で必要と認められる経費については対象経費として認められます。	4月26日
6	大阪府	(1) 補助事業コンソーシアム内の「協力事業者」は費用負担がないものの、委託先とは異なり今後の空クルマビジネスに主体的に参入していく意向があり社名公表されても問題ないところといった理解でよろしかったでしょうか。また例年同様、添付書類は協力会社不要・共同事業者必要でお間違いなかったでしょうか。 (2) 共同事業者は費用負担の有無が定義になっていますが、仮に代表事業者は役員や情報提供およびプロジェクトマネジメントといった役割を主軸に置き費用負担はしないといったスキームでも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	(1) 「協力事業者」は、申請事業者及び共同事業者が実施する補助事業に対して、経費負担のない技術支援等の協力を実施される事業者のごことであり、空クルマビジネスへの関心度等によるものではありません。協力事業者の社名については、原則として公表いたしますが、社名を公表することで競争上の地位その他正当な利益を害するといった事情がある場合には、採択後にご相談ください。 また、大阪市公券要領記載の「6 申請方法（提出書類）（3）の添付書類については、全ての共同事業者の提出が必要です。協力事業者については提出不要です。 (2) 本補助金は、将来、大阪市内において空飛ぶクルマを活用した事業展開をめざしている事業者が主体的に実施する、ビジネス化へ向けた実機等を使用した社会受容性向上に資する取組みやビジネスモデルの検証に資する実証実験、調査・検討、社会受容性の向上に資する取組みを支援するものであることから、代表事業者において全く費用負担が発生せず、単にとりまとめや情報提供に留まるようなものは、補助対象とはなりません。	5月7日
7	大阪府	協力事業者と共同事業者の原則的な区分に関して教えて欲しい。 (特定の条件を満たす場合は協力事業者になる等)	No.6の回答をご参照ください。	5月7日
8	兵庫県	共同事業者および協力事業者の候補先に関して、5/17時点では協力内容や金額が合意できていない場合、当該事業者や負担額について申請書にはどのような形で記載すべきでしょうか？また、審査会までに合意できた場合には審査会の場にて報告で良いでしょうか？	共同事業者および協力事業者の候補先に関して、申請時点で合意できている内容を記載してください。 また、審査会までに合意できた場合には、速やかに申請書を提出してください。	5月8日